

社会福祉法人ワーナーホーム ヘルパーステーションそら

(1) 登録及び更新状況

令和5年3月6日に初回登録。

現在の登録の有効期限は、令和7年3月5日。

(2) 会員数 5人

身体状況等	人数	備考
身体障害者 (イ)	5人	
精神障害者 (ロ)	0人	
知的障害者 (ハ)	0人	
要介護認定者 (ニ)	0人	
要支援認定者 (ホ)	0人	
基本チェックリスト該当者 (ヘ)	0人	
その他 (ト)	0人	

(3) 車両数

車いす車 2台

セダン車 3台

※全て運送主体の所有

(4) 損害賠償措置

対人無制限

対物無制限

搭乗者傷害 3,000万円 の保険に加入

(5) 運転者

4名（第一種運転免許）

全員が運転歴3年以上・福祉有償運送運転者講習（代替講習含む）及びセダン等運転者講習を修了済み

運転者年齢

20代	30代	40代	50代	60代	70代
0名	1名	2名	1名	0名	0名

(6) 料金

【距離制】

5 k mまで7 0 0 円
以降1 k m毎に1 0 0 円

(7) 運行管理体制

アルコールチェッカーの導入の有無：有

疲労等がないか対面にて確認（運行管理マニュアル参照）

(8) 運行管理責任者の一般講習受講

済

(9) 運送実績

	稼働日数	運送回数	利用会員数	事故件数
令和5年度	1 5 6	2 0 9	3 3	0
令和6年度	5 8	5 8	9	0

(10) 添付資料

申請書類一式（更新登録用必要書類一覧のとおり）

柏市福祉有償運送運営協議会審査・運用基準

No.	項目	国が法令等で示す要件（概要）	柏市福祉有償運送運営協議会上乗せ基準	社会福祉法人 ワーナーホーム
1	運送主体	1 以下のいずれかに該当すること。 (1) 特定非営利活動法人 (2) 一般社団法人又は一般財団法人 (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体 (4) 農業協同組合 (5) 消費生活協同組合 (6) 医療法人 (7) 社会福祉法人 (8) 商工会議所 (9) 商工会 (10) 営利を目的としない法人格を有しない社団であつて、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が道路運送法第79条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であるもの 2 運送主体である法人等の役員は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に該当していないこと。 3 運行に関して全ての責任体制が確立していること。		社会福祉法人
2	運送の対象	1 事前に会員として登録された次の者及びその介助者又は付添人であること。 (1) 身体障害者福祉法第4条にいう「身体障害者」 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障害者」 (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する「知的障害者」 (4) 介護保険法第19条第1項にいう「要介護者」 (5) 介護保険法第19条第2項にいう「要支援者」 (6) 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者 (7) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、自閉症、学習障害等の発達障害を有する者、その他の障害を有する者 以上の者で、他人の介助によらずに移動することが困難で、単独では公共交通機関を利用することが困難な者であること。なお、(3)及び(4)に該当する者を対象とする場合には、運営協議会において身体	1 左記1に該当しても、タクシーの利用が可能ならばタクシーなど他の交通機関を紹介するなど、運営主体同士が連携協力しながら移動困難者の移動手段を確保する方策を講じること。 2 会員登録に際しては、移動制約事由チェック票（柏市様式）により確認を行い、当該団体の責任において適正に運用すること。 3 移動制約事由チェック票は客観性を持たせるため、可能な限り、書類等で国が法令等で示す要件への該当事由等の確認を行う。 4 左記1の(5)及び(7)に該当する者が会員となる場合には、運営協議会にチェック票を提出すること。	会員数 5名 内訳 身体障害者 5名

柏市福祉有償運送運営協議会審査・運用基準

No.	項目	国が法令等で示す要件（概要）	柏市福祉有償運送運営協議会上乗せ基準	社会福祉法人 ワーナーホーム
		状況等について運送の対象とすることが適当である との確認がされた者であること。 2 透析患者のための運送，知的障害者，精神障害者の施設送迎等で，運営協議会が必要と認めた場合で，かつ，収受する対価が関係通達等の定める基準を満たしていることについて運営協議会の合意が得られた場合は1回の運行での複数乗車ができるものとする。 3 運営主体は，会員の氏名，住所，年齢及び移動制約者であることの事実その他必要な事項を記載した会員名簿を作成し，個人情報の保護の観点から適切に管理すること。	5 会員名簿及びチェック票等は，個人情報に配慮した形で市に提出し，運営協議会に報告すること。 6 会員登録は，当該団体で対応可能な会員数とし，むやみに会員数を拡大しないこと。	

柏市福祉有償運送運営協議会審査・運用基準

No.	項目	国が法令等で示す要件（概要）	柏市福祉有償運送運営協議会上乗せ基準	社会福祉法人 ワーナーホーム
3	運送の区域	発着地のいずれかが運営協議会において定められた市町村を単位とする区域とすること。（＝柏市内）		発着地のいずれかが柏市
4	使用車両	1 乗車定員11人未満で、かつ、次の車両であること。 (1) 福祉自動車 ア 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する車両 イ 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な車両でスロープ又はリフト付の車両 ウ 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した車両 エ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える車両 (2) セダン等（貨物輸送の用に供する車両を除く。） 2 使用権原は運送主体が有すること。 また、ボランティア運転者等から提供される車両を使用する場合には、次に適合すること。 (1) 運送主体とボランティア運転者等との間に車両の使用に係る契約が締結され、その契約の内容を証する書面が作成されていること。 (2) 当該契約に有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。 (3) 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。 3 車体側面には外部から見やすいように有償運送の登録を受けた車両である旨の次の表示をすること。 (1) 運送主体の名称 (2) 「有償運送車両」の文字 (3) 登録番号 この場合、文字はステッカー、マグネットシール又はペンキ等による横書きとし、一文字の大きさは、縦横50ミリ以上とすること。 4 登録証の交付を受けた運送主体は、登録証の写しを車両に備えて置くこと。	1 ボランティア運転者等との契約に基づき使用している車両や福祉有償運送以外にも使用する可能性のある車両には、誤解を避けるためマグネット式表示等を使用し、福祉有償運送以外の用途に使用する場合には当該表示を外すこと。	車いす車 2台 セダン車 3台 全て運送主体の所有車両

柏市福祉有償運送運営協議会審査・運用基準

No.	項目	国が法令等で示す要件（概要）	柏市福祉有償運送運営協議会上乗せ基準	社会福祉法人 ワーナーホーム
5	運転者	1 自動車の種類に応じて、次のいずれかの要件を備える者であること。 (1) 福祉自動車 ア 第二種運転免許を有しており、その効力が停止されていない者。 イ 第一種運転免許を有しており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者 であって、国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了している者。 (2) セダン型 (1)の福祉自動車を運転させる場合の要件に加えて、次の要件のいずれかを備える者。（またはいずれかの要件を備える者の乗務） ア 介護福祉士 イ 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了している者。 ウ 訪問介護員 エ その他、国土交通大臣が認める要件を備えている者。 4 運転者が死亡又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号、3号、又は4号に掲げる障害を受けた者）が生じた事故を惹起した場合、その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適正診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開してはならないこと。 5 運営主体は、運転者氏名、住所、生年月日、運転免許証に関する内容、講習等の受講歴、交通事故や道路交通法違反に係る履歴等を記載した運転者台帳を運転者ごとに作成し、加除等を適正に行い、2年間保管すること。 6 運送主体の名称、運転者氏名、運転免許証の有効期限、運転者要件を記載した運送主体の発行する運転者証を車内に掲示、あるいは運転者に携行させること。	1 左記イに該当する場合は、運転歴3年以上の者であること。 2 運送主体は、定期的な研修計画を自主的に作成し、運転者に積極的に研修を受講させることにより、運送の安全及び旅客の利便の確保に努めること。	運転者 4名 うち第一種運転免許 4名 （運転歴3年以上） うち4名全員が福祉有償運送運転者講習（代替講習）及びセダン等運転者講習を修了済み
6	損害賠償措置	1 ボランティア運転者等の持込車両も含め、全ての車両について、次に該当する任意保険又は共済（搭乗者障害を対象に含むものに限る。）に加入していること、又はその計画があること。 (1) 対人 8,000万円以上 (2) 対物 200万円以上	1 左記については、次と同等以上の保険に加入していること。 (1) 対人 無制限 (2) 対物 1,000万円以上 (3) 搭乗者傷害 1,000万円以上 2 ボランティア運転者等の持込車両を使用する場合、有償運送中の事故が対象となる保険に加入すること。	対人 無制限 対物 無制限 搭乗者 3,000万円

柏市福祉有償運送運営協議会審査・運用基準

No.	項目	国が法令等で示す要件（概要）	柏市福祉有償運送運営協議会上乗せ基準	社会福祉法人 ワーナーホーム
7	運送の対価	1 対価の範囲は次を含むものとする。 (1) 運送の対価 運送サービス利用に対する対価で、営利に至らない範囲として、原則として、次の中から選択する。ただし柏市に適用されるタクシー運賃の約8割を目安とする。 ア 距離制 イ 時間制 ウ 定額制 なお、いずれにもよりがたい場合、運営協議会の合意に基づき地域の実情に応じて設定できること。 ア及びイにおいて、車庫を出発した時点からの走行距離を基に対価算定する場合には、タクシーが運送した場合の実車運賃額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね8割以下の範囲内であること。ただし、この場合、迎車回送料金を併せて徴収しないこと。 ウにおいては、利用者間の公平を失するような対価設定をしないこと。 (2) 運送の対価以外の対価 運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並びに設備の利用に対する対価（迎車回送料金、待機料金、介助料、添乗料、設備使用料等）で、実費の範囲内であること。 2 対価の適用方法は次のものとする。 (1) 距離制及び時間制の双方を定める場合、それぞれの適用方法について明確な基準を設け利用者に対して適用する対価の説明を行うこと。 (2) 複数乗車の場合の運送の対価は、旅客一人ずつから対価を収受するため、「定員を最大限利用したときの対価の総額」又は「平均乗車人員で運行した場合の対価の総額」がタクシー運賃の約8割にあること。 (3) 運送の対価以外の対価については、旅客が利用する設備や提供される役務の種類ごとに金額を明記した書類を会員に提供すること。 3 タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことを煽って会員等の募集を行わないこと。		距離制 5キロまで 700円 以降1キロ毎に100円加算

柏市福祉有償運送運営協議会審査・運用基準

No.	項目	国が法令等で示す要件（概要）	柏市福祉有償運送運営協議会上乗せ基準	社会福祉法人 ワーナーホーム
8	管理運営体制	1 運行管理や整備管理に係る指揮命令，運転者に対する監督等の体制を整備し，かつ，地方公共団体も含めた事故発生時における緊急連絡体制や苦情処理体制を整備すること。 2 運行管理責任者の選任にあたっては，事務所ごとに配置する車両数により必要となる員数を選任すること。なお，配置する車両数が5両以上となる事務所の場合の運行管理責任者は次のいずれかの要件を満たすこと。 (1) 法第23条第1項の運行管理者（39両まで1人，以降40両ごとに1人） (2) 運行管理者の受験資格を有する者 (3) 安全運転管理者の選任要件を備える者 (4) 国土交通大臣が同等以上の能力を有すると認めた者 (2)～(4)の場合，19両まで1人，以降20両ごとに1人。 3 運行管理者がやむを得ず不在となる場合は，予め運行管理を代行する者を定め，適切な運行管理の実施を確保すること。 4 利用者に対し，事故発生，苦情対応に係る運営主体の責任者及び連絡先を明瞭に表示すること。 5 事故や苦情処理の記録を行い，事故については2年間，苦情処理については1年間その記録を保存すること。 6 安全な運転のために運転者に対して行う確認や指示は，原則として対面により実施すること。対面での確認が困難な場合には，電話により必要な確認や指示を確実に実行する体制を整備し実施するとともに，安全な運転のための確認表を1年間保存すること。また，乗務記録についても同様とすること。	1 事故発生時の対応がマニュアル化されており，人身事故及び重大な物損事故については，書面(参考様式第ト号)により速やかに市に報告すること。 2 利用者からの苦情への対応がマニュアル化されており，苦情のうち，制度に関わるもの，他の実施主体に影響があるものについては，書面(参考様式第チ号)により速やかに報告すること。 3 福祉有償運送の輸送実績報告書を四半期ごとに市の定めた書面により報告すること。	運行管理体制，運行管理マニュアル 有り

柏市福祉有償運送運営協議会審査・運用基準

No.	項目	国が法令等で示す要件（概要）	柏市福祉有償運送運営協議会上乗せ基準	社会福祉法人 ワーナーホーム
9	その他	1 初回の更新登録の有効期限は2年とする。それ以降の更新登録の有効期間は、原則として2年とし、次のいずれにも該当する場合は、3年とすること。 (1) 運行管理方法の改善等(路線又は運送区域の変更，対価の変更，保険契約締結の措置)に係る命令を受けていないこと（法第79条の9第2項） (2) 重大事故を引き起こしていないこと(法79条の10及び自動車事故報告規則第2条第1項に規定する事故等) (3) 法79条の12に基づく業務の全部又は一部の停止命令を受けていないこと 2 次の事項の変更をした場合は、軽微な事項の変更として、30日以内に運輸支局長等に届出を行うこと。 (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名 (2) 自家用有償旅客運送の種別（過疎地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う運送主体がそのいずれかを行わないこととする場合に限る。） (3) 路線又は運送の区域を減少する場合 (4) 事務所の名称及び位置 (5) 事務所ごとに配置する車両の数及びその種類ごとの数 (6) 運送しようとする旅客の範囲 3 登録の有効期間が満了した場合及び業務の廃止の届出を行った場合は、登録抹消となり、登録証の原本を運輸支局長等に返納すること。	1 新規及び更新等の申請の際には、国で示されている必要な書類の他、次に掲げる書類を市へ提出すること。 (1) 柏市福祉有償運送運営協議会依頼 (2) 利用料金表 (3) 運行管理マニュアル 2 左記の2及び3については、運輸支局長等に届出を行った後、市へ届出の書類の写しを提出し報告すること。 3 業務の廃止をする際には、会員に対する説明やその後の措置等、会員の利便性を損なうことのないよう十分のことのないよう十分な配慮を行うこと。	